

Title	〔商法三四二〕 手形とともに原因債権を譲り受けた手形所持人と人的抗弁 (名古屋地裁昭和六一年九月一日判決)
Sub Title	
Author	高田, 晴仁(Takada, Haruhito) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.4 (1994. 4) ,p.125- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940428-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三三四二〕 手形とともに原因債権を譲り受けた手形所持人と人的抗弁

〔約束手形金請求事件、名古屋地裁昭六一（手ワ）一〇九号、昭和六一年九月一日民事第二部判決、認容（異議申立）〕
判例時報一二一五号一二三頁、判例タイムズ六二二二号一七七頁

〔判示事項〕

手形とともに原因債権を譲り受けた手形所持人は、害意の有無にかかわらず、当然に手形債務者から直接原因債権上の抗弁の対抗を受けるとはいえない。

〔参照条文〕

手形法一七条・七七条

〔事実〕

本件は手形判決であり、当事者の主張や判決理由の中から汲み取ることのできる事実はわずかである。それによれば、昭和五七年七月一日、 Y_1 は、不動産の売買代金を割賦で支払うために、 Y_2 株式会社に対し、計四二通、額面合計二一一万六〇〇〇円の約束手形を振り出した。これが本件手形であり、 Y_2 はこれらを割引のためにX株式会社に白地式で裏書きするとともに、売買代金債権をもXに譲渡した。

本件各手形の満期は、昭和五九年一月二五日から昭和六二年六月二五日まで一月毎に到来するものとされていたが、すでに満期が到来した二七通めまでの手形はすべて支払拒絶され、かつ満期未到来の手形についても支払拒絶のおそれが強い状況に立ち至った。そこで、所持人Xは、 Y_1 ・ Y_2 に対し、四二通全部の支払いを求めて本訴を提起した。

このXの請求に対して、 Y_2 は口頭弁論にも欠席するなどまったく争う態度をみせなかったが、 Y_1 は次のような抗弁を提出して応訴した。

すなわち、まず、 Y_1 の本件手形の振出の原因である「安濃苑」なる土地の売買契約には、詐欺取消（民九六条）、暴利行為による無効（民九〇条）、錯誤無効（民九五条）、申込の撤回による契約不成立（宅建三七条の二）、債務不履行による解除（民五四三条）にもとづく瑕疵がある。他方で、Xは、 Y_2 の金融

部門的な存在であり、 Y_2 から、総額五億四一三三万円という極めて多額の手形を譲受け、 Y_2 の最大の継続的資金供給機関であり、他方、高額の金利を安定的に吸い上げて Y_2 と共存共栄の關係にあり、 Y_1 に対して共同の売主の立場に立ったものである。そのうえ、「 X は、 Y_2 から、 Y_2 が Y_1 に対して有する売買代金の支払請求権と共にこれを担保する抵当権及び本件手形を一体のものとして譲受け、もって、 Y_2 の Y_1 との売買契約上の売主の地位一切を引き継いだ」。したがって、 X は、 Y_1 が Y_2 に対して有する抗弁の切断を受けるべき第三者には当たらない。

また、かりに抗弁の切断を受け得る第三者に当たるとしても、「 X は、 Y_2 と極めて緊密な關係を持ち、かつ、不動産の売買及びその仲介をも営業目的とする株式会社であり、その目的からしても本件不動産の時価がいくらかを充分知っており、本件手形行為の原因關係となった売買契約（に前述の瑕疵あることを——評者註）熟知していながら、 Y_1 を害する意思で本件手形を取得した」ものである。

〔判旨〕 判決は、 Y_1 の抗弁を次のように排斥し、 Y_1 ・ Y_2 に対する請求をいずれも認容した（ Y_2 については欠席判決）。

「 X が Y_2 から本件手形を譲受け、これを割り引いたこと、 X が Y_1 に対する売買代金債権を譲受けたことは当事者間に争いがなく、 X が Y_2 から他に多数の手形を割り引いていたことは、当裁判所に顕著な事実である。

しかし、右事実から、直ちに、 X が Y_2 の金融部門的存在であ

り、 Y_1 に対し共同の売主たる立場に立っていること、 Y_2 の Y_1 との売買契約上の売主の地位一切を引き継いだと推認することはできない。

Y_1 の訴訟代理人は、種々の理由を挙げて本件のように、手形とともにその原因債権を譲受けた手形所持人は、手形債務者から直接原因債権上の抗弁の對抗を受けると主張するが、

第一に、本件の抗弁が、直接 X に対するものであり、手形法一七条の適用範囲でないことは文言解釈上明らかであるから、合理的な理由がない以上、同条を類推又は拡大解釈して適用すべきではない、との主張は、原因債権を譲受けた手形所持人が、手形債務者から、原因關係上の抗弁をもって、害意の有無にかかわらず、對抗を受けるかとの問いに対し、對抗を受けることが文言解釈上明らかであるというだけのことであり、首肯できる答えとは認められず、

第二に、手形債権とともに、その原因債権を譲受けた場合であっても、これにより右手形の手形譲受人の保護及び流通性確保の必要がなくなるものではないから、右手形債権者が振出人などの手形債務者から、同人が前者に対して有していた原因關係上の抗弁の對抗を受けることになるものと解することはできず（右の場合には、手形の流通保護より消費者保護を優先すべきであるとの主張は、本件のような土地の買主を当然に消費者と考えることが相当かどうかを別としても、消費者が手形行為をした手形について特別の立法措置のない我が国において右主張

のような解釈をなすことは、手形制度を根本から揺るがすものであり、到底採り得ない。

第三に、手形とともにその原因債権を譲受けたものは、手形のみを譲受けたものに比較して多くの利益を受けることが可能であるから、原因債権上の抗弁の対抗も受けるとするほうが実質的に公平であるとの主張は、原因債権を譲受けたことによる効果と手形債権を譲受けた効果とを混同するものであり、

第四に、手形債務者が原因債権上の抗弁をもって手形債権者に対抗できる理由を手形債権の行使と不当利得返還債権の行使との際限のない循環を断ち切るためであるとし、本件の場合、その必要があるとの主張は、Xの本件手形譲受けの原因関係が本件売買契約ではないことを看過しているものであり、本件の場合、Y₁主張のような循環関係は生じる余地がないことが明らかであり、いずれも、理由がない。

〔研究〕 判旨に賛成。

一 本件判決は手形判決であり、手形訴訟手続きの一大特色である証拠方法の制限により（民訴四四六条）、Y₁・Y₂のなした手形行為の原因関係に立ち入ることに限界がある。それゆえに、その組上へのぼったのは、手形とともに原因債権を譲り受けた手形所持人は、手形債務者から直接原因債権上の抗弁をもって、対抗を受けるかどうか、という純理論的問題にとどまった。しかし、Y₁の主張によれば、本件の発端は、Y₁の約束手形の振り出しが、二束三文の山林を甘言を用いて法外な価格で売

りつけるという、いわゆる原野商法による売買契約を原因としてなされたところにあったという。

いうまでもなく、ほんらい約束手形は商人間における信用授受の道具として発達してきたものであり、その債務には厳格な責任をとらざる点に実際上のメリットをもつ。ところが、世間という悪徳商人は、それを逆手にとって、丁々発止の商取引に疎い消費者をして約束手形を振り出させ、それを一味の者に裏書し、しかるのちに、「善意の第三者」を名乗るその者が、涼しい顔で手形金を請求する。これが手形制度を悪用した消費者詐欺商法の「からくり」であり、本件Y₁の訴訟代理人である岩月弁護士は、消費者手形についての立法論を新聞に発表するに際して、本件をかような「からくり」の典型であるものと断じている（朝日新聞一九八七年六月八日「論壇」）。

ただ、くりかえせば、たとえそのような「からくり」があったにせよ、手形訴訟においてこれを明らかにすることは、手形訴訟制度じたいの仕組みによって阻まれているのだから、異議申立後の通常手続きにおいて、かような原因関係により立ち入った訴訟活動が展開されるべきものであったといつてよい（ちなみに、岩月弁護士によれば、本件は、異議申立後の通常訴訟手続中に和解が整ったものようである）。

いずれにせよ、本件判決が前提とする事実関係——評者が所与のものとするべき事実関係——は、既述のように、「XがY₂から本件手形を譲受け、これを割り引いたこと、XがY₁に対する

売買代金債権を譲受けたこと……、XがY₂から他に多数の手形を割り引いていたこと」に局限されるのであり、そうである以上、Y₂・Xが共同してY₁を眞にかけたかどうかは本件では問題にはなり得ない。

そこで、この点はひとまず措き、本件判決が詳細に論じた問題、すなわち、原因債権をも譲り受けた手形所持人と人的抗弁の関係をとりあげることにしよう。とはいえ、この問題も消費者手形の規制という現代の問題とコントラストをなす伝統的手形理論の大問題である。それというのも、再び問い直されている手形の無因性および悪意の抗弁の根拠についての論争に絡めていえば、従来の通説が説くように、手形債権には抗弁が附いて廻るものとすれば、瑕疵ある原因債権も譲渡されればなおさら抗弁が對抗されることになるのか、また、これに反対し、本来的に手形債権と人的抗弁が分離されているとする立場ではどう解されるのか（田邊光政・最新手形法・小切手法〔改訂版〕一五二頁）、理論的に非常に興味ぶかい問題だからである。

二 本件判決は、右に述べた如くきわめて限定された事実関係にもとづいて、手形とともにその原因債権を譲り受けた手形所持人が、手形債務者から直接原因債権上の抗弁の對抗を受けるかどうか、を問題としている。つまり、判旨は、Y₁がY₂に対して人的抗弁を對抗することができるという仮定を置くものなのであるが（判決理由中には、Y₁の主張する売買契約の瑕疵についての明確な認定はみあたらない。しかし、人的抗弁の存在

を認定し得なかったのだとすれば、そもそもXに対する抗弁の對抗を問題にする余地があったのか疑問である）、少なくとも本件の事実関係のもとではXに「善意」をみとめることはできず、したがって、問題になり得るのはY₁がXに対して直接に抗弁を對抗することができるかどうかの点に絞られるというわけである。

この点について、本件判旨は、上述のように四点にわたってY₁の抗弁に対し反駁をくわえている。そして、その第一点についてみると、判旨が、本件のXがY₂からの被裏書人であるにもかかわらず、Y₁の抗弁が直接Xに対抗できるというためには、それ相応の根拠・理由が必要であるという指摘したいは、たしかに正しい。しかし、Y₁がこのような解釈に至った実質的理由とそれに対する裁判所の評価は判旨第二点以下で示されているのだから、そちらの検討にすまう。

三 そこで判旨第二点であるが、手形債権とともにその原因債権を譲り受けたばあいであっても、手形の譲受人の保護および流通確保の必要がなくなるものではないから、これをもって当然に債務者が所持人の前者に有していた「原因関係上の抗弁」の對抗を受けることにはならない、というのは正当であろうか。わが国の学説でこの問題に触れるものは少ないが、竹田省博士は、「手形取得者は基本債権を譲受けたために手形のみを取得したる場合よりも悪き地位に置かるべき理由なしとして抗弁の遮断を認める学説は頗る有力である」としながらも、かよう

なドイツの有力学説に反対し、「基本関係に於ける直接当事者間に於いては、手形上の請求に対し基本関係上の抗弁を対抗し得ると同様、手形権利者たると同時に基本関係上の債権の債権者たる以上は、基本関係上の抗弁を対抗し得ざる理由はない」と述べられる(竹田・手形法・小切手法五〇頁)。これに対し、伊澤孝平博士は「手形上の権利を裏書によって譲受くと共に、原因関係上の権利も又譲受けた場合に於いても、両者は別個のものであり且つ譲受人は譲渡人の地位を承継するものではないから、原因関係上の請求権に付着して居る抗弁を以て、手形上の請求権に対抗せらるることはない」としてこれに反対される(伊澤・手形法・小切手法二〇三頁註二。同旨、庄子良男「手形抗弁」分析と展開商法Ⅱ一八〇頁)。

さて、この問題は人的抗弁の本質にかかわるものであるだけに、まず、評者の私見をあきらかにしておこう。

おもうに、手形法一七条にいわゆる「人的関係ニ基ク抗弁」とは、手形行為が法律行為の原因(*causa, Zweck*)を捨象して成立する無因的出捐行為であることから、いったん捨象されたその原因が欠缺するばあいに債務者に抗弁権をあたえ、もって無因行為が必然的にもたらし得る不公平を除去し、実質的な衡平を回復しようとするひとつの法技術を示すものである(不当利得の抗弁、高田「原因債権の差押・転付命令と人的関係に基づく抗弁」[判批]早稲田法学十六卷一号一〇二頁以下)。そして、この理論は直接当事者間ではもちろんのこと、間接的な当事者

であっても本質的には同じく妥当するものと解される。つまり、私見によれば、三者間不当利得を基礎とするいわゆる「二重の原因欠缺(Doppelmangel)」の抗弁こそが、第三者に対する抗弁対抗の理論的根拠となるものであって(たとえば、隠れた取立委任裏書において、「固有の経済的利益」がない者は抗弁不對抗の利益を享受し得ないというのもこの理を示す。倉澤康一郎「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」[判批]本誌六一巻四号九九頁)、一七条但書に定める悪意の抗弁は、かような二重の原因欠缺の抗弁の典型として抗弁を切断するための裏書、いいかえれば、不法の取立委任を原因とする裏書について抗弁が対抗されることを明らかにしたものである(詐欺的通謀(*entente frauduleuse*)、悪意(*mauvaise foi*)、害意(*scilicet au détriment du débiteur*)のフォーミュラの争いが、本質的に不当利得の抗弁を意味するものとされている*exceptio doli*をいかに表現するかの問題であったことが*Comptes Rendus*, p. 291のEckens氏の発言からも窺える)。

こうした私見からみれば、竹田博士の見解は、博士が「手形上の権利と基本関係上の権利とを独立別個のものとする」(前掲箇所)にもかかわらず、なにゆえに裏書の無因性を無視して、原因債権の譲受人に抗弁が対抗されると解するのか疑問である。この点は、むしろ伊澤博士の主張がすじであるものといえよう(*Staub-Stranz, Kommentar zum Wechselgesetz*, Art. 17 Anm. 11, *Arminjon et Carry, Lettre de change et billet à ordre*, p.

§20。そして、これを本件に即していえば、本件手形上には、 Y_1 の振出行為のほかに、 Y_2 の裏書がなされており、 Y_1 と X が裏書という無因的債権譲渡行為（通説）を介した間接的な関係に立つことは判旨第一点（指摘するように明らかであるから（田邊・前掲書一四五頁）、 Y_1 の Y_2 に対する抗弁が、 Y_2 を貫いて X にまで対抗されるためには—— X の「害意」が否定された本件では—— Y_2 の X に対する裏書の原因もまた欠缺し、かつ、 X に固有の財産的出捐がないこと（二重無権）が必要とされるものといえる。

もっと具体的にいえば、本件 Y_1 の約束手形振出行為の原因は、不動産売買代金の支払であるから、その売買契約に無効・取消などの瑕疵があったとすれば、まず、振出の原因は欠缺することになるが、 Y_1 が X に不当利得の抗弁を対抗するためには、さらに、 Y_2 の裏書の原因の欠缺および X に不当な利得が生じ得ることが必要である。この点、本件では、 Y_2 から X への裏書の原因は手形割引であり（後述の判旨第四点は、 Y_1 の主張が「 X の本件手形譲受の原因関係が本件売買契約ではないことを看過している」という）、 X が Y_2 から手形の裏書を受けるにあたって、債権回収の確実を期すために、わざわざ Y_1 に対する原因債権をも譲り受けたとしても、その原因債権の瑕疵にもついで、手形割引契約全体に錯誤無効などの瑕疵が生ずるといっわけはなからう。したがって、裏書の原因の欠缺はまず、あり得ないといっわけよい。また、 X が Y_2 に対して割引金の支払いなどの

財産的出捐をしたかどうかという事情は本件からは明らかではない。いずれにせよ、 Y_2 の X に対する裏書にまつわる事情は、それが割引の原因とするものであるという以上は、 X の「害意」にかぎらず、まったく判決理由中では明らかにされてはいないのだから、結局、 Y_1 の抗弁は X に対抗しえないといわざるをえない。

このように、裏書の無因性をみとめる以上は、振出人の抗弁対抗の可否を決定するにあたって本質的に重要なポイントとなるのは、裏書の原因が欠缺しているかという点と、被裏書人が出捐しているかという二点に絞られ、したがって、裏書と債権譲渡の時間的前後関係は原則的に問題にならないし（もし問題になりうるとすれば、あらかじめ譲渡した債権の担保のために手形を裏書し、その債権に瑕疵があったばあいか。なお、この点で竹田・前掲は *Staub-Stranz* が債権譲渡が先立つばあい抗弁対抗をみとめる立場であるものとしているが、むしろここでは、かような時間的区別を拒否しているように読める）、また、仮に、 X が Y_2 から、代金債権のみならず、売買契約の売主の地位いっさいを引き継いだとしても、それを捉えて抗弁対抗の根拠とすることはできない。明田川昌幸講師は、「原因債権上の抗弁の対抗を受けるのは、手形の譲受人が手形振出人と受取人との間の当事者関係をも受け継いだと認められる場合に限られるべきである」とされ、そのような例として典型的なのが「売主の地位を引き継いだと認められる場合である」とする

が(明田川「原因債権及び手形の譲受人と原因関係上の抗弁の対抗」〔本件判批〕ジュリスト九六三号一四四頁)、例としては、むしろ相続、合併の方が適切であろう。契約上の地位の移転は、それが相対立する二当事者間の経済的取引である点では単なる原因債権の譲渡と同様であり、抗弁不対抗の利益を奪うほどの経済的一体性を意味しないからである。

実は、 Y_1 の抗弁の中にも、 X が Y_2 とともに、 Y_1 に対して共同の売主の立場に立ったとする主張とならんで、 Y_2 の Y_1 との売買契約上の売主の地位一切を引き継いだとする主張がされているが、これらの主張が Y_1 の抗弁についてもつ意味がまったく異なることに注意すべきだろう。すなわち、もし、 Y_2 と X が実質的に共同の売主たる地位に立つならば、それは Y_2 と X との経済的一体性を意味するから、 X には固有の出捐がないということになって、 Y_1 の Y_2 に対する抗弁は、当然に X に対抗される(X には固有の経済的利益がないといってもよい)。しかし、原因関係上の契約上の地位の移転が裏書の当事者間でおこなわれたということは、これとはまったく反対に、 Y_2 と X との経済主体としての独自性をみとめることになるから、 X が抗弁の不対抗の利益を享受し得ることを Y_1 は自認することになるのである。

四 判旨第二点では、カッコ書きで、手形債権とともにその原因債権を譲り受けたばあいには、「手形の流通保護より消費者保護を優先すべきである」との主張は、本件のような土地の買主を当然に消費者と考えることが相当かどうかを別としても、消費

者が手形行為をした手形について特別の立法措置のない我が国において右主張のような解釈をなすことは、手形制度を根本から揺るがすものであり、到底採り得ない」と述べているが、いずれにしても、マル専手形は、統一条約法からみれば、せいぜい「マル専」の記載(無益的記載事項)が、振出の原因関係が消費者取引であることを推測させるといふ事実的な機能を果たすにとどまり、判旨のいうところは正しい(たとえば、指図禁止文句とみることも不可能である。木内宜彦「抗弁」竹内龍田編・現代企業法講座五卷一九五頁)。ただ、判旨が「特別の立法措置」とれば、消費者手形について、抗弁不対抗の可能性が広がるかのような言い方をしていることについてはなお、検討の余地がある。

この点については、つとに竹内昭夫教授によって、「手形法という一つのルールを適用するに当たり、法主体の具体的性格に応じて解決を区々にしたのでは、法的安定性は得られない。手形取引の安全は、その意味で、その抽象性、そのもたらす普遍性にかかっているといつてよい。しかしこのことと、そのような抽象的な単一のルールを、取引の具体的性格を無視して、常に適用するのが立法政策的に妥当か、という問題とは全く別である」との問題提起がなされ(竹内「善意者保護か消費者保護か」手形法・保険法の理論四頁。傍点原文のまま)、教授じしんによつていくつかの立法的提案がなされている(消費者手形については、清水巖「消費者手形の機能と流通性の排除」(1)

（2）「彦根論叢一六〇号—一三六頁以下、一六一号六五頁以下、同「米国における消費者手形立法」彦根論叢一六四—一六五号三六〇頁以下、同「消費者手形」私法三七号二九頁以下、福原紀彦「消費者手形をめぐる法現象の性質」大学院研究年報中央大学）一一号I五七頁以下、同「わが国における消費者手形抗弁論の諸相」大学院研究年報（中央大学）一二号I—二八三頁以下）。

注目すべきなのは、消費者信用取引そのものについて、近時、消費者が販売店に対して有する抗弁を、与信業者に対して對抗しうるとする理論が形成・発展しつつあるということである（植木哲「消費者信用取引をめぐる抗弁権對抗の理論」消費者信用法の研究一四九頁以下）。原因関係に属する取引の規制が、ジュネーブ条約の効力のおよぶところではないのもちろんであるから、原因関係において消費者信用取引に関する抗弁を對抗し得るという理論を確立すれば、その取引を原因として振り出された手形についても抗弁を基礎づけることができる。本件においても、 Y_1 の振出の原因関係となった売買契約について、 Y_1 がXに売買代金の支払を拒絶できるような抗弁権をもつものとすれば、それを手形法上も人的抗弁として捉えることができる。しかし、本件では、そのような抗弁を手形訴訟でもちだすことの困難さのほかに、そもそもかような理論の射程は直接当事者間にかぎられるがゆえに、本件のように、さらに裏書されたいはいには——ジュネーブ条約法が根幹とする——裏書の無

因性を動かさない限り、消費者の抗弁は所持人にはおよぶとすることはできない。判旨が国内法によって「特別の立法上の措置」をとれるかのような口吻を漏らしているのは、かような国際的な立法上の困難さを意識したものでどうかは定かではない。五さらに、判旨第三点が、原因債権を譲り受けた者は、そうでない者よりも有利であるから、バランス上、原因債権上の抗弁について不利にあつかわれても仕方がないという Y_1 の主張について、原因債権を譲り受けたことによる効果と、手形債権を譲り受けたことによる効果を混同するものであると非難するのも正当である（明田川・前掲一四四頁）。そもそも原因債権が時効期間や担保権の存在の点で、いかに手形債権よりも有利であるととしても、なにも手形債権じたいに長期の時効期間が適用されたり、原因債権を被担保債権とする担保権を履行したりすることがみとめられるわけではないからである。

六最後に判旨第四点をみると、判旨は、「手形債務者が原因債権上の抗弁をもって手形債権者に対抗できる理由を手形債権の行使と不当利得返還債権の行使との際限のない循環を断ち切るためである」とする Y_1 の理論構成じたいを非難しているのではないものとおもわれる。そのことは、「本件の場合、その「循環を断ち切る——評者註」必要がある」という Y_1 の主張に対して、判旨が、「Xの本件手形譲受けの原因関係が本件売買契約ではないことを看過しているものであり、本件の場合、 Y_1 主張のような循環関係は生じる余地がないことが明らかである」と

反駁していることから看取することができる（傍点評者）。つまり、さきほど述べたように、Y₁が本件を二重無権にもちこむためには、裏書の原因やXの出捐に関する立証がないことが障害となることを述べたものと読むわけである。ただ欲をいえば、「Xの本件手形譲受けの原因関係が本件売買契約ではないこと

を看過しているものであり」という判示につづけて、「本件手形譲受けの原因関係に特段の瑕疵がない限り」循環関係は生じる余地がないとする留保を附すことによって、かような理論は一層明確になったものといえようか。

高田 晴仁